

## 富士市事前都市復興計画について

富士市都市整備部都市計画課（平成 27 年度）

上席主事 道倉健太



### 1. はじめに

富士市では、発災後も迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、復興まちづくりの方針や進め方等を示した「富士市事前都市復興計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

本計画は、復興まちづくりの目標や基本方針を示した「復興ビジョン編」と、市民・事業者の行動指針となる復興まちづくりの進め方を示した「復興プロセス編」で構成しています。また、本計画と併せて、職員の行動指針となる復興業務の手順等を示した「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」を策定しました。

### 2. 富士市の概要

本市は、静岡県東部に位置し、北に富士山、南に駿河湾を望み、市内には日本三大急流の一つ富士川が流れており、東西 23.2 km、南北 27.1 km の広がり、244.95 km<sup>2</sup> の面積を有しています。

豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、江戸時代には、東海道五十三次の宿場である「吉原宿」や身延道と交わる「間宿岩淵」など、交通の要衝として重要な役割を果たしてきました。

また、富士山からの豊かな地下水や富士川の伏流水を利用して、古くから紙のまちとして発展し、田子の浦港の築造や東名高速道路の開通を契機に、県内有数の工業都市、東部地域の中核都市として現在も重要な役割を果たしています。

### 3. 計画策定の背景

平成 25 年に静岡県が発表した「静岡県第 4 次地震被害想定」では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では最大で死者約 140 名、全壊約 6,180 棟の甚大な被害が想定されており、防災・減災対策はもちろん

のこと、復興への取組が大きな課題となっていました。

### 4. 計画策定に向けた事前の取組

#### （1）職員向け勉強会

平成 25 年 8 月に、明治大学の中林一樹特任教授を講師としてお招きし、「事前復興とは何か～事前に備え、実践する復興対策～」というテーマで、復興に関わる職員のための勉強会を開催し、事前復興の考え方や必要性について、職員の意識向上を図りました。



写真1 職員向け勉強会の様子

#### （2）富士市震災復興シンポジウム

平成 25 年 11 月に、「今から備える震災復興」をテーマとして、自主防災会の役員や消防団員、市民を対象とした「富士市震災復興シンポジウム」を開催しました。

第一部は、中林特任教授と常葉大学の池田浩敬教授による基調講演、第二部は、池田教授をコーディネーターに、中林特任教授、富士市地域防災指導員会会長、市職員をパネリストとして、地域コミュニティと震災復興後のまちづくりの関係や自主防災活動と事前復興の関係等について、パネルディスカッションを実施しました。

シンポジウム終了後に実施したアンケートでは、事前復興の必要性について賛同する意見が大半を占め

るとともに、平常時から行政が復興の方針や進め方を示してほしいとの意見も多数寄せられました。



写真2 震災復興シンポジウムの様子

## 5. 本計画の概要

本計画は、復興ビジョン編と復興プロセス編で構成しています。

復興ビジョン編は、「復興まちづくりの方向性を共有する」ことを大目的として、本市の現状や東日本大震災の教訓等から、復興まちづくりの課題を整理し、復興まちづくりの基本理念、復興まちづくりの目標及び基本方針、想定される主な取組等を示しています。

一方、復興プロセス編は、「市民・事業者と行政の協働による復興の進め方を共有する」ことを大目的として、復興まちづくりの流れや体制、意識向上の取組のほか、復興ビジョン編に対応した分野別の復興プロセスを示しています。

なお、本計画は、本市のまちづくりの方向性等について定めた「富士市都市計画マスタープラン（平成26年3月）」等を上位計画とし、発災後策定する復興計画は、本計画を踏まえることとします。

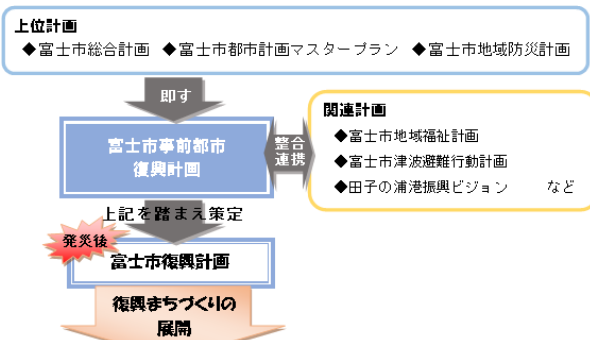


図1 富士市事前都市復興計画の位置付け

## 6. 復興ビジョン編

### (1) 復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりの根本的な考え方を示す基本理念の設定にあたっては、①持続可能なまちづくり、②市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保、③市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの3つの視点に配慮しました。また、上位計画である都市計画マスタープランの基本理念「富士山のふもと誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」を尊重し、被災後も市民・事業者が市内にとどまり、ともに復興を進めていくことが重要と考え、復興まちづくりの基本理念を「災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり」としました。

### (2) 復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定めました。

市街地の復興	<b>目標</b> 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成 方針1：災害に強い市街地整備 方針2：段階的な市街地復興 方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備 方針4：復興地区区分に応じた市街地整備
住環境の復興	<b>目標</b> 地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成 方針1：地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備 方針2：住宅再建支援の充実 方針3：ライフラインの早期確保 方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復 方針5：生活道路や公共交通の機能回復
産業の復興	<b>目標</b> 事業者の事業継続及び産業活動の早期再開 方針1：産業拠点機能の早期回復 方針2：工場等における事業継続の促進 方針3：商業活動の継続性の確保 方針4：農林漁業等の早期再建
復興の体制等	<b>目標</b> 市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築 方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信 方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進 方針3：復興の進め方及び役割の明確化 方針4：行政内及び行政間の連携強化

図2 復興まちづくりの目標及び基本方針

### (3) 復興地区区分の設定

市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じて、まちづくりの主体性や整備手法の異なる3つの復興地区区分（復興重点地区・復興推進地区・復興促進地区）を設定することとします。

復興地区区分は、都市計画マスタープランにおいて土地利用や都市機能の集約配置の考え方を示した将来都市構造（将来のまちの骨格図）による評価に、実際の被害状況や都市基盤の整備状況等の評価を重ね合わせ、設定します。



図3 将来のまちの骨格図(富士市都市計画マスタープラン)

①復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で、主に大きな被害を受けた地区等で、弾力的な市街地開発事業の実施を検討するなど、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区。

②復興推進地区

復興重点地区以外の市街化区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備を図るとともに、まちづくりルール等を導入し、住民発意により復興を推進する地区。

③復興促進地区

市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、まちづくりルールの導入など、住民・事業者主体による復興を促進する地区。

7. 復興プロセス編

(1) 復興まちづくりの体制

地域が一体となった復興まちづくりを進めるためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、地域住民や地域事業者で構成される「復興まちづくり協議会」の設置が重要となります。組織の設立や運営は地域住民が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等の中間支援組織の参画を促していきます。

また、復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援を行うこととし、「復興重点地区」については、行政が積極的に設立を推進し、「復興推進地区」や「復興促進地区」については、地域住民等による発意があった場合について、設立等の支援を実施するとします。



図4 復興まちづくりの体制

(2) 分野別の復興プロセス

発災から復興までを時間的経過に伴う4つのステップに区分し、各ステップにおいて、市民・事業者・地域等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を「市街地の復興」、「住宅等の復興」、「医療・保健・福祉の復興」、「商業・工業の復興」、「農林漁業の復興」の分野別に示しています。

表1 各ステップの時間的経過

ステップ	時間的経過
緊急対応期	発災～概ね2ヶ月
応急復旧期	発災後概ね2ヶ月～6ヶ月
復興始動期	発災後概ね6ヶ月～2年
本格復興期	発災後2年～



表2 分野別復興プロセスの主な内容

分野	主な内容
市街地	被害確認から市街地再開発事業等の面的整備までの市民・事業者・地域等のうごきや行政の支援策。
住宅等	避難所等への避難から自宅の再建等までの市民・事業者・地域等のうごきや行政の支援策。
医療・保健・福祉	被害確認から通常のサービス提供までの事業者のうごきや行政の支援策。
商業・工業	被害確認から本格営業再開までの事業者のうごきや行政の支援策。
農林漁業	被害確認から本格操業再開までの事業者のうごきや行政の支援策。

## 8. 計画の推進に向けて

### (1) 復興まちづくり訓練

復興まちづくりの体制や進め方等について、地域住民や事業者と行政が協働で考える取組として、地域の被害を想定し、復興まちづくりを疑似体験する「復興まちづくり訓練」を実施します。

平成 27 年度は、復興プロセス編を検討するに当たり、富士本町商店街を中心とした富士駅北口周辺地区において実施しました。



写真3 平成 27 年度復興まちづくり訓練の様子

平成 28 年度は、復興プロセス編の検証を含め、本市において津波被害や建物の倒壊等が多数想定される元吉原地区において実施します。

表4 平成 27 年度復興まちづくり訓練の概要

回	主な内容
第 1 回	被害想定と仮設商店街の必要性
第 2 回	仮設住宅・商店街の配置計画
第 3 回	商店街の復興像
第 4 回	事前にできること

### (2) 復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民や事業者等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合等と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施します。



写真3 小学生を対象とした防災講座の様子

### (3) 災害図上訓練 (DIG)

地域の情報を地図等に記入するとともに、発災時の行動をイメージして、災害に対する地域の強みや弱みを把握



写真4 平成 27 年度DIGセミナーの様子  
するため図上訓練であるDIGを、常葉大学との協働により市民・事業者等を対象に実施し、減災のために家庭や地域、事業者等ができること（やるべきこと）について、周知を図ります。

## 9. おわりに

本計画は、平常時からより多くの市民や事業者の方に認識してもらうことが最も重要であり、上記の取組等を通じ、幅広く周知に努めるとともに、社会経済情勢の変化や防災対策の推進等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

### 謝辞

本計画の策定に際しまして、様々なご指導をいただきました常葉大学社会環境学部の池田浩敬先生、明治大学危機管理研究センターの中林一樹先生、策定にあたり組織した市民懇話会の委員の皆様へ深謝いたします。